

次に、議席2番、倉持功君。

〔2番 倉持 功君登壇〕

○2番（倉持 功君） 皆様、おはようございます。議席番号2番の倉持功でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、外出支援サービスの廃止についてご質問させていただきます。傍聴者の皆様方には朝からご苦労さまでございます。

まず、町長の施政方針にもありましたが、町が社会福祉協議会に委託して平成12年から行われてまいりました外出支援サービスが、法的に実施が不可能ということで廃止になり、このサービスは65歳以上の生活支援の必要な高齢者に対して往復200円で行われてきましたサービスでございますけれども、とても素晴らしいサービスであったと思いますが、今後は福祉タクシー制度の充実を図ることでの対応ということでございますが、どのような充実を図るか、またそれによってサービスの低下や不便が発生しないかをまずお聞かせください。

第1回目の質問とさせていただきますが、執行部におかれましては誠意あるご回答をよろしく願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 倉持議員さんのご質問についてお答えさせていただきます。

これが外出支援サービス事業というのは、65歳以上のお年寄りで、いわゆる家族に車を運転する方とか、そういう人が全然いない方ということで、サービス事業としてやっていたのですけれども、ご存じのとおり、道路運送法の関係でございまして、それらが今度できないと。特にこれをこのまま続けることによると、いわゆる介護保険を受けている制度の人と全然今言った人は、そういう制度の関係のない人ですから、身障者でも介護保険の対象者でもない方のサービスの方がはるかに高くなってしまふという、そういうふうな不公平感もあるということで、実はこの制度につきましては民生部長とも私さんざんいろんな議論をしたのですけれども、最終的には本当に困っている人、例えば透析の患者さん、こういう人なんかは介護保険の対象にならないのですね、たしかね。透析はね。

いずれにしても、そういう人が同じサービスを受けていたわけですね、年寄りだけです。そういう人については、優遇措置を何とかつくりようよということで、その介護タクシーの利用頻度について、これは透析の患者さんに限ってという形で多くさせていただきました。この辺は、本当にサービスの低下につながるということで、町でも本当に苦慮したところなのですけれども、細かい内容につきましては民生部長の方から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと存じます。

○議長（齊藤政一君） 次に、民生部長。

〔民生部長 浅野和雄君登壇〕

○民生部長（浅野和雄君） 倉持議員さんのご質問にお答えいたします。

外出支援サービスの廃止についてのご質問であります。外出支援サービス制度につきましては、おおむね65歳以上の生活支援が必要な高齢者に、居宅と医療機関等との送迎を行い、高齢者福祉の増進を図ってきたところでありますが、道路運送法の改正により廃止せざるを得なくなりました。

この件につきましては、平成16年に国土交通省からの通達があり、道路運送上の許可を取得しなければ介護保険や支援費制度等の送迎はできないとされ、このたび新制度による施行を余儀なくされたところであります。新制度のもとでは、道路運送法による許可を受け、一般乗用旅客自動車運送事業の経営を条件つきで行うもので、介護保険法の要介護者及び要支援者、身体障害者福祉法における身体障害者、肢体不自由、人工透析者、精神及び知的障害者等で、単独では交通機関を利用することができない人と限定されており、さらにヘルパーが訪問介護と連続、一体的に行う場合も別の許可が必要とされております。

現在の境町福祉タクシー利用助成制度では、居宅と医療機関等との送迎を利用する70歳以上の高齢者で、本人や家族が自動車税の減免を受けていない人と限定しています。また、助成額はタクシー代1回600円で、1カ月の限度額は3,000円を原則としていますが、人工透析者につきましては、今回の外出支援廃止に伴う見直しで1回600円、1カ月限度額を1万2,000円とさせていただいたところであり、この限度額につきましては透析回数と自己負担や介護保険上の自己負担等を考慮して設定させていただきました。

なお、新制度の道路運送法による許可は、境町の指定訪問介護事業所の大部分が受けており、料金も一般タクシーより割安に設定されていますので、窓口等で相談の上ご利用できる方は使い分けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

倉持功君。

○2番（倉持 功君） 外出支援サービスは65歳以上を対象としていましたが、先ほどおっしゃられたとおり、福祉タクシーは70歳以上ということになります。それでは、65歳以上70歳以下の外出支援を受けていた方については実費負担が余儀なくされると思いますし、透析者に関して20回とありましたが、私社協の方でお聞きしてきたところ、現在この透析でサービスを受けておられる方は、週3回という方が多いと、ほとんどだということをお聞きしました。そうすると、往復で24回、そうすると20回までということになりますと、4回は実費負担ということにもなりますし、前回の定例会でも質問させていただいたのですけれども、福祉タクシーの場合はどうしても1回600円ですから、医療機関や社協に行くためにはその距離が遠い方に関しては実費負担が大きくなっていってしまうという地域間格差が大きく、この負担が大きいため使えないという声も聞いております。この距離の地域間格差や透析者におかれますこの4回は、24回通っていらっしゃる方に関しては4回という実費が確実に

かかってしまうという件に関して、どうにかサービスを受ける方の実費を少なくされる今後の方策と  
いうか、施策があるかどうか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 再質問にお答えをさせていただきます。

どうしてもこの制度でいきますと、実費負担がふえるのはどうにもならない部分があります。したが  
いまして、一昨年まででしたでしょうか、今まで福祉循環バスというのを出しておりました。これ  
も老人クラブ、福祉団体、すべての代表の方に入って検討させていただいた結果、廃止しろという答  
申が出まして、廃止をした経緯がございます。実際は1日の利用客は十五、六人だったわけでありま  
すけれども、それが廃止になった時点から、何かいろんな方法を考えてはいるのですけれども、今度  
またこういう外出支援サービスがなくなるということで、福祉タクシーのいわゆるこれからの経費の  
問題、これも町で負担しますから無料ではありませんので、経費はかかっていきます。そういうもの  
を含めたときに、一つの方法としてデマンドタクシー、これを果たして許認可の問題も一つは大変壁  
になるかと思えますけれども、有料でやる場合、無料で行う場合、これ全然認可の方が違ってきま  
すので、そういうものを含めて経費の計算といわゆる今言ったデマンドタクシーを、10人乗りぐらいの  
バスですね、これで毎日予約制で専門に送り迎えをやるという方法、こういうものをひとつ今検討し  
てことは勉強していきたいと思っています。

本当はこれ医療機関でやっているところも既にあるので、民間の医療機関にやっていただくのが一  
番本当はベストだと思うのですけれども、今言ったように本当に困っている人のためのサービスとし  
てそういう方法も今後考えていかなければいけないということで、福祉課の方に私1年間かけてちょ  
っと勉強してほしいと、そういう制度も、やっぱり経費の問題が一番最大なのです。もうご質問先ほ  
どありましたとおり、お金があれば全部簡単にできる、解決できることなのですけれども、限られた  
予算でやらなければいけないものですから、そういう方法を一つの案として今考えてはおります。

それまでの間、実費負担がこれ若干ふえるのはどうしてもやむを得ないことで、今までの外出支援  
でも1回200円はいただいていたわけなのですけれども、これ200円いただいていただけではありませ  
ぬ。そのほかにたしか千五百幾ら町から出ていましたね、負担金が。税金の方から千五百幾らそのほ  
か出ているのです、200円もらったほかに。ですから、実際は町の公費がかなりかかっていたことも事  
実でありまして、そういうものの経費の問題を含めると、今言ったような制度が私可能になるかどう  
かと思っておりますので、できるだけ、ことはちょっと無理ですけれども、今後の検討課題として  
研究してまいりたいと。できるだけ実施の方向で研究したいと考えておりますので、よろしくご理解  
をいただきたいと存じます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再々質問ありますか。

倉持功君。

○2番（倉持 功君） 今町長の方からもデマンドの話をお聞かせいただきました。やはり私も前回は若干お触れさせていただいたこと、ちょっと調べてまいりました。茨城県では東海村、石岡市が実施されているデマンド交通システムというものがございまして、これ全国デマンド交通システム導入機関連絡協議会という会がもうございまして、そのワゴン車を使った乗り合いタクシーのようなものでございまして、住民の方々の希望する場所から場所まで、ドア・ツー・ドアの移動を低額で提供する新しい交通システムでございます。高齢者や子供たちも含めて、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々に対する生活交通の確保、充実策として、あるいは従来生活交通に関する財政支出の効率化策として貢献している事業ということでございます。

自治体のメリットとしましては、財政負担の軽減と住民の生活交通の充実を同時に実現、高齢者の健康推進と生きがいづくりに貢献し、住みやすい町づくりを実現するということ。地域の住民のメリットといたしましては、希望する時間に気軽に外出することが可能、バス並みの安価な料金で、タクシーのように行きたいところへ外出することが可能である。商工業者にいたしましては、店先まで来られる足の確保、待合場所の準備で大型店と差別化が可能になるということ、地元の商店に来られなかったお客様を連れてくることで、売り上げ向上が可能になるという、このようなメリットをうたって、今全国でかなり進んできているところでございます。ぜひ町の方でもこの辺を取り入れていただくことによって、福祉循環バスにかわった公平な交通網の整備ということが可能になるのではないかと考えておりますので、要望としてぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（齊藤政一君） これで倉持功君の一般質問を終わります。